

受付期間は6月3日(月)～28日(金)までです

児童手当現況届の提出はお早めに

児童手当を受けている人が、引き続き手当を受給するためには、毎年1回、現況届の提出が必要です。対象となる人には、5月下旬に現況届の用紙を送付しましたので忘れずに提出してください。
※現況届を提出しない場合は、受給資格があっても6月分以降の手当が受けられなくなります
※所得制限があります。詳しくは現況届に同封されたパンフレットをご確認ください



—児童手当の受給手続きをしていない人へ—

児童手当は、中学校3年生までの児童を養育している世帯の生計中心者に支給されるもので、受給するには手続きが必要です。まだ手続きをしていない人は、こども課子育て支援室または各支所地域振興課地域福祉室の窓口で手続きをしてください。児童手当は請求した月の翌月分から支給となります。

【手続きに必要なもの】

- ・印鑑 ・請求者名義の通帳かキャッシュカード
- ・請求者の保険証
- ・請求者と配偶者のマイナンバーカードまたは通知カード
- ・申請者の本人確認できるもの（運転免許証など）
- ・その他必要に応じて提出していただく書類があります。

●問い合わせ

こども課子育て支援室 ☎53-2111 (内線2553)
 荒川支所地域振興課 ☎62-3104 (直通) 神林支所地域振興課 ☎66-6113 (直通)
 朝日支所地域振興課 ☎72-6887 (直通) 山北支所地域振興課 ☎77-3113 (直通)

地域包括支援センターだより



自宅で医療や介護を受けるなら「ときネット」にご登録を

ときネットとは、医療・介護関係者の情報共有を図り、自宅での医療や介護サービスの利用を支援し、療養生活を支えるためのシステムです。

例えば、ヘルパーが訪問した時に皮膚が赤くなっているところを発見した場合、ときネットでチーム登録していればタブレット端末の写真機能を活用することで、ケアマネジャーや訪問看護師、主治医と同じ情報が共有でき、早めの対処が可能となります。

このように、携わる関係者で速やかに情報共有できることがときネットの利点です。

ときネットには、現在、村上保健所管内で284人の介護サービス利用者が登録しています。今後も、介護サービス利用者と関係施設の両方の登録を増やしていくことが必要です。特に複数のサービス（デイサービスとショートステイ、訪問看護や訪問診療など）を利用されている人には、登録をお勧めします。

登録希望やシステム内容など、詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53-2111 (内線3431)
または各支所地域振興課地域福祉室

